

告示

埼玉県告示第千五百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
医療法人瞭昌会 松村医院	春日部市藤塚二一七一―六	令和五年五月三十一日
新座こだまクリニック	新座市栗原五―六―一二第一光進マンション二〇一号室	令和五年十月三十一日
上福岡くろだ内科クリニック	ふじみ野市上福岡一―七―五	令和五年十月三十一日
田口医院	比企郡小川町小川八八―一	令和五年十一月一日
美南こころの森クリニック	吉川市美南五―六―四	令和五年十月三十一日
ツトム歯科医院	久喜市中妻四一九	令和五年十月二十四日
松澤デンタルクリニック	所沢市小手指町一―二五―八西友小手指店内	令和五年十月三十一日

上新井歯科・矯正歯 科	所沢市上新井一―二三―一 一〇二号室	令和五年十月三十 一日
ひのきやまデンタル クリニック	新座市東北二―三五―八 一F	令和五年十月三十 一日
新座きりん歯科クリ ニック	新座市野火止五―二―五八エムロード 新座店舗二	令和五年十月三十 一日
白岡スマイル薬局	白岡市西一―六―一	令和五年十月三十 一日